

2021年法案と同種の入管法改正に反対するとともに、憲法、国際人権条約に適合する入管法改正・運用改善を求める決議

- 1 政府は、2021年（令和3年）2月19日、第7次出入国管理政策懇談会の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」の「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を踏まえて、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）及び関連法の改正案（以下「2021年法案」という。）を、昨年の通常国会に提出した。

もともと、この法案は、名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ国籍のウィシュマ・サンダマリさんの死亡事件の発生などを背景に、広く市民や弁護士会等からの多くの反対の声を受け、政府は提出を取り下げざるを得なくなり、事実上の廃案となった。

- 2 その後、2022年（令和4年）2月24日、ロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻を開始したことを受けて、ウクライナから国外に避難する人たちが多数発生し、国際的にそのような人たちを受け入れる動きが進んでいる。

そして、日本政府も「短期滞在」から「特定活動」への在留資格変更申請を認めるなどして、その受け入れを行っている。

そのような中、政府は、同年4月以降、ウクライナからの「避難民」を難民に準じて保護する必要性があり、それとともに収容送還制度を一体的に見直すことが必要であるとして、入管法改正の必要性を強調し、廃案となった2021年法案と同種の法案を今秋の臨時国会や来年の通常国会に再提出する動きを見せている。

しかしながら、ウクライナからの避難者は、現行の入管法でも十分に救済可能であって、実際に多数のウクライナからの避難者を保護している実情にあるなど、入管法の改正の必要性の根拠とはならないものである。

政府の姿勢は、この機に乗じて、憲法や難民条約をはじめとした国際人権条約にも反する、2021年法案と同種の収容送還制度に関する改正を、押し進めようとするもので、断じて許されるものではない。

- 3 むしろ、現在の入管法やその運用は、憲法や国際人権規約等の国際人権条約に違反する疑いが強く、これらの理念に沿った改正こそが必要である。

そこで、当連合会としては、改めて、2021年法案と同種の入

管法改正に対し反対するとともに、政府に対し、憲法、国際人権条約に適合するように、以下の内容の入管法の改正・運用改善を求める。

- (1) 難民条約に関する日本政府独自の解釈を改め、難民認定率を引き上げること
  - (2) 退去強制手続の対象者に対する「全件収容主義」を改め、収容は逃亡のおそれがある場合に限定するとともに、収容の開始時又は継続時における司法審査及び収容期間の上限を導入すること
  - (3) 入管収容施設の医療体制を充実化させるとともに、視察委員会制度を充実化させること等により、入管収容施設の監視体制を強化すること
- 4 当連合会としても、今後も、入国者収容所大村入国管理センターの位置する連合会として、現行の難民認定制度をめぐる問題や入管収容施設の問題に対して、積極的に意見を述べ続けるとともに、憲法や難民条約をはじめとした国際人権条約に適合する入管法の改正・運用改善に向けて、全力で取り組んでいく所存である。

2022年（令和4年）10月28日  
九州弁護士会連合会

## 提案理由

### 第1 はじめに

2022年（令和4年）2月24日、ロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻を開始したことを受けて、多数の民間人が死亡し、同年8月1日段階で1000万人を超える市民が国外に避難をしているが、国際的にもそのような人たちを受け入れる動きが進んでいる。

そして、日本政府も、ウクライナから避難してきた人たちに対し、「短期滞在」から就労可能な「特定活動（1年）」の在留資格への変更許可申請を受け付けるなどして、受け入れており、同年9月11日段階でその人数は1800人を超えている。

そのような中、政府は、同年4月以降、ウクライナからの「避難民」を難民に準じて保護する必要性があり、それとともに収容送還制度を一体的に見直すことが必要であるとして、入管法改正の必要性を強調し、廃案となった2021年法案と同種の法案を今秋の臨時国会や来年の通常国会に再提出する動きを見せている。

しかしながら、ウクライナからの避難者の保護は、現行の入管法でも十分に救済可能であって<sup>1</sup>、実際に多数のウクライナからの避難者を保護している実情にある。

また、日本政府は、1981年（昭和56年）の難民条約・議定書（1967年の難民の地位に関する議定書）への加入による、国内での難民認定制度の制度化以前においても、ベトナム戦争で多数の国外避難者が発生した際に、多数のインドシナ難民を受け入れており、このことから、ウクライナからの避難者の保護に必ずしも法改正が必要ないことを示している。

そもそも、2021年法案は、以下のとおり、憲法や難民条約をはじめとした国際人権条約にも違反する疑いが強いものであって、広く市民からの反対の声が上がり、日本弁護士連合会、当連合会を含む弁護士会連合会、各地の弁護士会も一斉に反対をした経緯がある。

現在の政府の姿勢は、この機に乗じて、廃案となった2021年法案と同種の収容送還制度に関する改正を推し進めようとするもので、断じて許されるものではない。

---

<sup>1</sup> 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の「国際的保護に関するガイドライン 12：1951年難民の地位に関する条約第1条A（2）および／または1967年難民の地位に関する議定書および難民の地位に関する地域的文書における定義における武力紛争および暴力の発生する状況を背景とした難民申請」参照

## 第2 2021年法案の問題点

改めて、2021年法案は、出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）のホームページでの説明によると、①残留を認めるべき者を適切に判別するためとして、在留特別許可申請手続の創設、補完的保護制度の創設等を、②在留が認められない者を迅速に送還するためとして、難民申請者に対する送還停止効の一部解除の創設、退去等命令制度の創設及び同命令違反に対する罰則の創設等を、③長期収容の解消・適正な処遇の実施として、監理措置制度の創設、仮放免制度の整備、いずれも逃亡した場合等の罰則の創設等を内容とするものであるが、これらの制度には、当連合会の2020年（令和2年）9月11日「『送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言』に強く反対する理事長声明」でも一部指摘したとおり、以下述べるような大きな問題がある。

### 1 残留を認めるべき者を適切に判別するためとされている改正点について

#### （1）在留特別許可「申請」手続の創設について

まず、2021年法案では、従来退去強制手続や難民認定申請手続において付随的に審査されていた在留特別許可の判断について、在留特別許可「申請」手続を創設するとともに、家族の事情、日本における在留の期間などが積極的な考慮要素として明記されるなど、その考慮要素が明確化されている。

しかし、その一方で、2021年法案では、1年を超える実刑の刑事処分を受けた者等は原則として在留特別許可を認めないこととされており、現行の法務省入国管理局「在留特別許可に係るガイドライン」（平成21年改訂）において、刑罰前科の存在がその内容により消極的な考慮要素の一つとしか位置付けていないことと比較しても、妥当ではない。

また、申請者の意見陳述の機会、代理人選任権なども定められていないなど手続保障も不十分であって、申請権が退去強制令書発付前に限定されており、いわゆる事情変更による「再審情願」についての申請が除外されている点も不十分といわざるを得ない。

このように在留特別許可制度に関する改正点は、後述する弊害を凌駕するものとは到底いえない。

#### （2）「補完的保護」制度について

2021年法案では、難民条約に規定する難民に該当しない

ものの、これに準ずる者を「補完的保護対象者」として保護する制度を創設するとされている。なお、これが報道等において「準難民」と紹介されている制度である。

しかし、その具体的な定義では、迫害理由が難民条約に規定する理由以外の難民条約上の難民の要件を満たしていることとされ、その他の要件、例えば、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」を有する者であることについては、個別的で具体的な客観的事実を要求しており、また、②迫害主体が原則として本国政府によるものであることを要求している、現在の法務省の解釈を前提とすれば、この「補完的保護制度」の実効性は大いに疑問であるといわざるを得ない。

むしろ、現行の難民認定申請制度においても、難民認定よりも、在留資格未取得外国人に対する在留特別許可が圧倒的に多いことに照らせば、「補完的保護」制度の創設は、現在の運用よりも後退する危険性もあるのであって、この改正点も、後述する弊害を凌駕するものとは到底いえない。

## 2 在留が認められない者を迅速に送還するためとされている改正点について

### (1) 退去等命令制度の創設及び命令違反に対する罰則の創設について

2021年法案では、送還を拒否する者に対する「退去命令制度」や「旅券発給申請命令制度」を創設し、一定の要件に該当する場合にこれらの命令を行うとともに、命令に違反した場合は刑事罰を科することとされている。

しかし、法務省入国管理局「在留特別許可に係るガイドライン」（平成21年改訂）が「積極要素」として示すように、送還忌避者の中には、日本に実子や配偶者等の家族がいる者、日本で生まれ育った者や日本での滞在期間が長期間に及ぶ者など日本に定着し、本国との繋がりを失ってしまった者、難民申請者など人道的配慮を必要とする者など、帰国困難な事情を抱える人々が存在する。従来、このような人々には在留特別許可が認められていたが、許可件数は2011年（平成23年）に6879人となった以降は減り続け、2020年（令和2年）は1478人と大幅に減少しており、審査の厳格化がうかがわれる。

それにもかかわらず、このような帰国困難者に対し刑罰によ

る威嚇により帰国を強制することは、刑事施設と入管収容施設を行き来する状況を作り出すに過ぎず、実効性が乏しい上に、家族の保護等に関する憲法及び国際人権条約上の権利（世界人権宣言第15条第3項、自由権規約第23条第1項、社会権規約第10条第1項、子どもの権利条約第3条第1項、第9条第1項等）を侵害するおそれがある。

特に、その中には、出入国在留管理関係訴訟（退去強制処分取消請求・難民不認定処分取消請求等）で国の敗訴が確定した判決が2016年（平成28年）から2018年（平成30年）までに26件存在することからも明らかなように、退去強制令書の発付等に対し行政訴訟を提起し司法手続を通じて在留が認められる人々も一定数存在するのであって、退去等命令制度の創設及び命令違反に対する罰則の創設は、このような人々の裁判を受ける権利を奪うおそれもある。

また、このような罰則の創設は、当該外国人の家族や支援者、相談や依頼を受ける行政書士や弁護士などの活動が、共犯者として処罰されてしまう危険性が否定できず、少なくとも捜査機関による任意捜査や強制捜査（逮捕、捜索・差押え等）の対象となる危険性は十分にあるから、支援者等による人道的活動を萎縮させるおそれもある。そうなれば、脆弱な地位におかれた被収容者はますます孤立することとなる。

## （2）難民申請者に対する送還停止効の一部解除の創設について

また、2021年法案では、難民認定申請手続の審査中には強制送還されない、いわゆる送還停止効（入管法第61条の2の6第3項）について、「一部解除」の規定を創設し、3回目以上の難民申請者等については原則的に送還停止効を解除して送還を可能としている。

しかし、後述するとおり、我が国の難民認定率は著しく低く、適切に機能しているとは到底いえない。また、日本において難民と認められた人々の中には、複数回申請を行い、裁判を経てようやく難民としての地位を認められた者又は人道的配慮から在留特別許可を認められた者も相当数存在する。

このように、本来難民として保護されるべき人々を十分に救済できていない現状において、送還停止効に対する例外を認めることは、本来保護されるべき難民を、迫害を受ける地域に送還してしまう危険性があるのであって、これを禁止する「ノン・

ルフルマンの原則」(難民条約 33 条 1 項)を瓦解させる重大な危険性を孕んでいる。

そして、このような「一部解除」の創設は、入管法の明文の規定ではなく、現在実務上多くは送還停止されている審査請求棄却決定後裁判準備中の送還や裁判中の送還にも波及するおそれがある、司法手続により難民認定を求める人々の裁判を受ける権利を侵害するおそれがある(東京高判令和 3 年 9 月 22 日参照)。

### 3 長期収容の解消・適正な処遇の実施のためとされている改正点について

#### (1) 「監理措置」制度の創設について

2021 年法案では、収容に代わるものとして、従前の仮放免とは異なる「監理措置」を新たに創設し、仮放免は健康上、人道上その他これに準ずる理由に限定するとされている。

そして、この制度においては、従前の仮放免の「保証人」類似の制度として、「監理人」が選定される仕組みとなっており、監理人となる者には、対象者の生活状況、許可条件の遵守状況を監督し、その状況を国に届け出る義務を負い、これに反すれば罰則を科せられ制度となっている。

しかし、従前の仮放免の「保証人」は、入管法上の道義的責任を負っているのみであったが、「監理人」には届出義務を強制されるため、「監理人」となってくる者が見つからず、長期収容の解消に繋がらない懸念が強く、現行の仮放免制度よりも後退するおそれも高いといえる。

また、この「監理制度」のうち、収容令書発付段階での「監理措置」では、一定の条件下での就労を認める制度となっているが、退去強制令書発付後の「監理措置」では就労が認められないため、生存権を保障する制度としてはほど遠い。

#### (2) 逃亡等の場合の罰則について

また、2021 年法案では、新たに創設する「監理制度」において、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務等の監理措置条件を付し、これらの条件に違反して逃亡等した場合は刑事罰の対象となり、また、仮放免においても、一定の条件が付され、これらの条件に違反して逃亡等した場合は刑事罰の対象となるとされている。

しかし、現行法においても、仮放免中の逃亡には保証金の没

取等の措置が設けられており、かつ、一定期間おきに出入国在留管理局への出頭を求め、延長している実態に照らせば、さらに刑罰を科さなければならない立法事実が十分に検討されているとはいえない。

後述するとおり、そもそも入管施設への収容は、逃亡のおそれがある場合にのみ認められるのであって、退去強制手続の対象者を全て収容する「全件収容主義」自体が問題であり、収容は最後の手段でなければならないことから、逃亡等の場合に罰則を科すことはこの趣旨と矛盾している。

また、退去等命令違反に対する罰則と同様に、被監理者や被仮放免者が逃亡等した場合には、仮放免許可申請に関与した弁護士や身元保証人となった支援者等が、共犯者として処罰されてしまう危険性が否定できず、捜査機関の任意・強制捜査の対象となる危険性は十分にあり、仮放免許可自体への支援を萎縮させるおそれもある。

### 第3 本来あるべき憲法、国際人権条約に適合する入管法改正・運用改善

#### 1 難民条約に沿った認定基準に見直し、難民認定率を高めるべきこと

そもそも、我が国の難民認定率は、2011年（平成23年）以降、一次申請・不服申立の総認定率<sup>2</sup>が1%未満であって、諸外国と比べて極端に低く、この制度自体が、難民条約が求める水準に照らして、適切に機能しているとは到底いえない。

その原因は、日本政府が、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が『難民認定基準ハンドブックー難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引きー』等で示した難民条約の解釈・運用とは異なる、独自の解釈を採ってきたことにある。

しかし、難民条約は、第二次世界大戦により大量の戦争避難民を生じさせ、とりわけ、ナチスドイツによるユダヤ人の大量虐殺などを許してしまったことに対する反省のもと、何人も人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由とした国家等の迫害から逃れることができ、加盟国において保護されるべきという理念のもと、制定されたものであ

---

<sup>2</sup> 当該年の一次申請及び不服申立における条約難民認定数を、条約難民認定数と不認定数（不服申立棄却数）との和で割った百分率。



る。

それにもかかわらず、日本政府が採るように、加盟国による独自の解釈が許されるのであれば、難民条約の理念を崩壊させかねないものである。

また、難民認定は、加盟国の政策的な判断ではなく、難民条約の義務履行としての法的行為であり、難民条約前文第4段落において、「難民に対する庇護の付与が特定の国にとって不当に重い負担となる可能性のあること並びに国際的な広がり及び国際的な性格を有すると国際連合が認める問題についての満足すべき解決は国際協力なしには得ることができないことを考慮し」協定したとされていることからすれば、その判断基準は、世界標準によるものであるべきあるといえる。

そのため、本来難民として保護されるべき人々を十分に救済できていない現状を真摯に反省し、我が国の難民制度を根本的に見直すことこそが急務である。

具体的には、難民条約に即した認定基準の見直しを行い、難民認定率を高めるべきことこそが必要であるといえる。

## 2 退去強制手続の対象者に対する「全件収容主義」を改め、収容の開始時又は継続時における司法審査及び収容期間の上限を導入すべきこと

また、そもそも、入管施設への収容は、あくまで強制送還を実効的に行うためのものであることから、送還が困難でその予定が立たない者で、かつ、逃亡のおそれがなく強制送還の実施に支障がない者についてまで、身体拘束を行い、また、これを継続することは、目的外の拘禁であり、憲法13条、18条、31条、34条等が定める人身の自由に違反し、市民的及び政治的権利に関する国際規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁にあたる。

しかし、入管法にはこの憲法や自由権規約上当然のことを定めた規定がないために、退去強制手続が開始された者というだけで、いわゆる「全件収容主義」が採られ続けてきた。

その結果、収容期間が長期化するという問題が生じ、国際的にも批判されてきた<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> 例えば、2013年（平成25年）5月31日の国連の拷問禁止委員会の総括所見では、長期収容や期限の定めのない収容に懸念を表明されており

（CAT/C/SR.1164）、また、2014年（平成26年）7月23日、自由権規約委員会の最終見解では、長期にわたる行政収容に懸念が表明されるとともに、

そのような実情のため、入管収容に対する救済が専ら仮放免制度に依拠し、その運用如何によって、極めて重要な権利である人身の自由が制限されるという結果を生じさせてきた。

例えば、法務省は、従前、収容が長期化している案件について弾力的に仮放免を活用するとしていた<sup>4</sup>にもかかわらず、この運用を転換し、仮放免許可の運用の厳格化を進める行政文書を相次いで発する<sup>5</sup>などした結果、全国的に仮放免許可件数は大幅に減少し、長期収容が増加した。

そして、その間、2018年（平成30年）4月13日、入国者収容所東日本入国管理センターにおいて、仮放免申請が前日に却下されたインド国籍の男性が死亡する事件が発生し、また、2019年（平成31年）ころから抗議のため多くの被収容者たちが正に命と引き換えにハンガーストライキを始め、同年6月24日には、入国者収容所大村入国管理センター（以下「大村入管」という。）においてナイジェリア国籍の男性が餓死するという事件が発生し、2021年（令和3年）3月6日、名古屋出入国在留管理局においてウイシュマさんが死亡する事件が発生するなど、入管収容によって生命が奪われるという悲劇が繰り返されてきた。

2020年（令和2年）からの新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、上記のような仮放免の厳格な運用は一時改められている<sup>6</sup>が、それが運用で変更可能である限り、いつ同様の悲劇

---

日本政府に対し「収容が最短の適切な期間であり、行政収容の既存の代替手段が十分に検討された場合にのみ行われることを確保し、また移住者が収容の合法性を決定し得る裁判所に訴訟手続をとれるよう確保するための措置をとること」を求めており（CCPR/C/SR.3091、SR.3092）、さらに、2018年（平成30年）8月28日の人種差別撤廃委員会の総括所見では、収容所の収容期間の上限を導入することを勧告し、庇護希望者の収容が最後の手段としてのみ、かつ可能な限り最短の期間で用いられるべきであり、収容以外の代替措置を優先するよう努力すべきとの、前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9、パラグラフ23）を繰り返す（CERD/C/SR.2676）とされている。

<sup>4</sup> 2010年（平成22年）7月27日付法務省管警第172号「退去強制令書により収容する者の仮放免に関する検証等について（通達）」

<sup>5</sup> 2015年9月18日付法務省管警第263号「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」、2016年9月28日付法務省管警第202号「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（指示）」、2018年（平成30年）2月28日付法務省入国管理局長指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」

<sup>6</sup> 2020年（令和2年）4月27日付入管庁警第75号出入国在留管理庁長官指示「現下の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた仮放免の運用

が繰り返されてもおかしくない状況である。

そのため、退去強制手続の対象者に対する「全件収容主義」を改め、収容の開始時又は継続時において、強制送還が困難な事情や逃亡のおそれ等を裁判所が審査する司法審査を導入するとともに、収容期間に上限をもうけ、一定期間経過後において強制送還が困難な事情が存在する場合には収容を解く制度とすべきである。

### 3 収容施設の医療体制・監視体制の見直し

#### (1) 医療体制の充実化

前述の大村入管においてナイジェリア国籍の男性が餓死した事件では、拒食開始から22日目の場合や体重減少が10%を越えた場合等には、速やかに強制的医療を行うことが求められて<sup>7</sup>おり、これらの場合は極めて危険な状態と理解されていたものの、2019年（令和元年）5月30日の拒食把握時点から起算しても同年6月17日の時点で既に10%以上も体重が減少し、同月21日には拒食開始から22日目となっていたにもかかわらず、同月17日から死亡日までの1週間、医師による診察や外部医療機関の受診は全く実施されず、拒食の原因に精神疾患がないかを確かめるための精神科の受診もされていなかった。

しかし、この事件に関し、入管庁は、2019年（令和元年）10月1日、調査報告書を公表しているが、医師等が連日点滴治療等を勧めたものの、本人が頑なに拒否したこと、常勤医師のいない大村入管における強制的治療は困難であったことなどから、不相当であったと評価することは困難であると結論づけている。

また、前述のウイシュマさんの死亡事件では、2021年（令和3年）2月15日の尿検査で基準値を超える数値が出ていたにもかかわらず、追加の検査は実施されず、また、死亡当日も午前中に血圧等の測定が困難であったにもかかわらず、放置された。

---

について」、2021年（令和3年）1月12日付入管庁警第204号出入国在留管理庁出入国管理部長指示「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について」、2022年（令和4年）1月21日付出入国在留管理庁出入国管理部警備課補佐官事務連絡「現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた仮放免の運用について」

<sup>7</sup> 2001年（平成13年）1月2日付法務省入国管理局長通達「拒食中の被収容者への対応について（通達）」

しかし、この事件に関しても、入管庁は、2021年（令和3年）8月10日、調査報告書を公表しているが、改善策として、「出入国在留管理の使命と心得」の策定や、医療従事者の形式的な増員などを挙げるだけで、抜本的な対策とはほど遠いものである。

さらに、大村入管では、2019年（令和元年）4月4日に股関節の痛みを訴えたネパール人男性が、その後4か月以上にわたり外部医療機関での必要な診察及び検査を受けられず、大腿骨骨頭壊死が悪化し、歩行困難になるなど病状が発生するという事件も発生している。

このように、現状の入管施設における医療体制は、被収容者の生命権・健康権（憲法13条）を侵害し、また、憲法13条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約12条が定める適切な医療を受ける権利を侵害するおそれがあるものといわざるを得ず、抜本的な見直しが必要である。

## （2）視察委員会制度の充実化等による監視体制の強化

また、2009年（平成21年）改正により、入管法第61条の7の2以下では、入国者収容所等視察委員会に関する規定を定め、この第三者機関である視察委員会が、入国者収容所及び収容場並びに出国待機施設の適正な運営に資するために、視察等を行い、意見を述べる活動をしている。

しかし、この視察委員会は、入管法施行規則第59条の3、別表第6により、東日本と西日本にそれぞれ1つずつしか設置されていない。

同じく法務省所管の刑事施設や少年院、鑑別所の視察委員会については、それぞれの施設ごとに設置されており、より各施設に密着した活発な活動がなされているのと比較して、入管収容施設の視察委員会は、第三者機関による監視体制としては、不十分であるといわざるを得ない。

そこで、収容人員等に応じて視察委員会の数を増やし、迅速な監視や意見の提案ができる体制を構築するなど視察委員会制度を充実化させるなどして、入管収容施設の監視体制を強化すべきである。

## 第4 結論

以上から、当連合会としては、改めて、2021年法案と同種の入管法改正に対し反対するとともに、政府に対し、憲法、国際人権

条約に適合するように、以下の内容の入管法の改正・運用改善を求める。

- (1) 難民条約に関する日本政府独自の解釈を改め、難民認定率を引き上げること
- (2) 退去強制手続の対象者に対する「全件収容主義」を改め、収容は逃亡のおそれがある場合に限定するとともに、収容の開始時又は継続時における司法審査及び収容期間の上限を導入すること
- (3) 入管収容施設の医療体制を充実化させるとともに、視察委員会制度を充実化させること等により、入管収容施設の監視体制を強化すること

## **第5 当連合会のこれまでの取り組みと決意**

### **1 当連合会のこれまでの取り組み**

#### **(1) 大村入管への出張集団相談会の実施**

当連合会では、長期収容者の増加を受けて、2018年（平成30年）1月11日及び同月31日、大村入管に出張して、集団法律相談会を実施した。

また、2019年（令和元年）10月18日、11月1日、同様の相談会を実施した。

#### **(2) 理事長声明の発出**

また、前述のとおり、当連合会では、2018年（平成30年）6月21日に「大村入国管理センター等の長期収容者について仮放免等収容代替措置の活用による速やかな解放等を求める理事長声明」を、2019年（平成31年）年2月27日「大村入管センターのみを視察対象とする視察委員会の設置等を求める理事長声明」を、同年10月29日に「大村入管センターにおけるナイジェリア人死亡事案に関する調査報告書に対する理事長声明」を、2020年（令和2年）9月11日に「『送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言』に強く反対する理事長声明」をそれぞれ発出した。

#### **(3) 大村入管施設見学・意見交換会**

さらに、2019年（令和元年）7月19日には、当連合会人権擁護委員会で、福岡県弁護士会人権擁護委員会・国際委員会とともに、大村入管の施設見学を実施し、意見交換会を実施するなどしている。

### **2 当連合会の決意**

以上のような取り組みを踏まえて、当連合会としても、今後も、

大村入管の位置する連合会として、現行の難民認定制度をめぐる問題や入管収容施設の問題に対し、積極的に意見を述べ続けるとともに、憲法、難民条約をはじめとした国際人権条約に適合する入管法の改正・運用改善に向けて、全力で取り組んでいく所存である。

以上